別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	気象業務法	（略）
	航空法	第三十二条の十五において準用する第二十四条の十三
（略）		第五十八条第二項
（略）		（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	気象業務法	（略）
		第三十二条の十五において準用する第二十四条の十三
（略）		（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。